

フランス産業財産庁、中小企業の特許出願統計を公表

2012年10月18日

JETRO デュッセルドルフ事務所

フランス産業財産庁 (INPI) は9月24日、フランスにおける小企業(PME¹)及び中企業(ETI²)の特許出願統計を公表した。

今回公表された統計は、2011年に公開されたフランス国内ルートの特許出願を対象としており、2009年7月から2010年6月までに提出された特許出願が対象となっている。

本統計の結論の概要は次のとおり。

- ・2007年から2010年の間、小企業と中企業の特許はそれぞれ18%、112%と力強く成長し、2011年もこの傾向は続き、小企業は8%近く、中企業は6%以上上昇した。2011年に公開されたフランス企業による国内ルートの特許出願のうち、4分の1近くが中小企業によるものである。
- ・小企業の出願人はイノベーションへの取組みに優れており、包括的な特許出願を行っており、商標、意匠や実用新案の出願と共になされていることがよくある。
- ・この結果は、ここ数年の産業財産権の分野での政策的取組み、特に中小企業に対する特許料金の減免等によるものと考えられる。
- ・これらの取組みは、産業財産権が競争力の一つの要素であり、イノベーションの可能性を確保し向上させる原動力であることを、フランスの中小企業に理解されることを意図したものである。

— フランス産業財産権庁のプレスリリースは、以下参照（フランス語） —

[Le PME et ETI déposantes de brevets](#)

— 統計の本文は、以下参照（フランス語） —

[LES PME ET ETI DEPOSANTES DE BREVETS \(PDF\)](#)

(以上)

¹ 従業員数 250 名未満であって、年間売上高が 50 百万ユーロ未満又は貸借対照表合計が 43 百万ユーロ以下の企業。

² 従業員数 250～4999 名であって、年間売上高が 15 億ユーロ以下又は貸借対照表合計が 20 億ユーロ以下の企業。従業員数 250 名未満であるが、年間売上高が 50 百万ユーロを超えるか又は貸借対照表合計が 43 百万ユーロを超える企業も、中企業に含まれる。